

マンション管理業申請書類一覧 ※すべての提出書類において、押印は不要です

| 書類名 | 様式 | 登録申請 (新規・更新) | 商号、名称又は 氏名及び住所 の変更 | 代表者 又は個人 の変更 | 法定代 理人の 変更※1 | 役員の変 更※2 | 事務所の 変更 | 専任の 管理業務 主任者の 変更※3 | 廃業 |
|---|---|-----------------|--------------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------------|----|
| ① 登録申請書・届出書 | 様式第十一号 様式第十三号 様式第十四号 | 様式第十一号 | 様式第十三号 | | | | | 様式第十四号 | |
| ①-2 (新規)登録免許税 (更新)更新登録手数料 | 新規登録:90,000円の登録免許税 ※収入印紙ではありません 更新:12,100円の収入印紙 | ◎ | | | | | | | |
| ② 誓約書 | 様式第十二号添付書類(1) | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| ③ マンション管理業経歴書 | 様式第十二号添付書類(2) | ◎ | | | | | | | |
| ④ 事務所について専任の管理業務主任者を設置していることを証する書面 | 様式第十二号添付書類(3) | ◎ | | | | | | ◎ | |
| ⑤ ⑥ 「精神の機能の障害によりマンション管理業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」ではないことを証する書類及び「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しない旨の市町村(特別区を含み)の長の証明書 (A又はBのどちらかを提出) A. 「登記されていないことの証明書」※4 と 「身分証明書」※5 ※両方提出が必要です! 又は B. 「医師の診断書」 と 「身分証明書」※5 ※両方提出が必要です! | 【A、Bに共通する事項】 ・発行日から3ヶ月以内のもの 【Aの場合】 ・身分証明書は「後見人の登記の通知を受けていない」こと、「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない」こと、「破産宣告の通知を受けていない」ことの3点の証明が必要 【Bの場合】 ・医師の診断書には、「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」旨の記載が必要。医師の診断書を提出される場合は、様式について事前に中部地方整備局 建設産業課に相談すること ・身分証明書は少なくとも、「破産宣告の通知を受けていない」ことの証明が必要 | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | |
| ⑦ 相談役、顧問の氏名及び住所並びに株主又は出資している者について記載した書面 | 様式第十二号添付書類(4) | ◎ | | | | | | | |
| ⑧ 略歴書※6 | 様式第十二号添付書類(5) | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | |
| ⑨ 直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書(新会社の場合は開始時の貸借対照表) | | ◎ | | | | | | | |
| ⑩ 個人の場合、資産に関する調書 | 様式第十二号添付書類(6) | ◎ | | | | | | | |
| ⑪ 法人税の納税証明書(その1)(個人の場合は所得税) | | ◎ | | | | | | | |
| ⑫ 登記簿謄本(履歴全部事項証明)(個人の場合は住民票) | | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ○ | | ○ |
| ⑬ 第3者との間で返還債務の保証契約を締結した場合の当該保証契約に関する事項を記載した書面 | 様式第十二号添付書類(7) | ◎ | | | | | | | |
| ⑭ 専任の管理業務主任者の専任性を確認する書類 | 「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者証」の写し ※被保険者の記号・番号等はマスキングを施してご提出ください | ◎ | | | | | | ◎ | |

新規登録の場合:90,000円の登録免許税
※収入印紙ではありません!

更新の場合:12,100円の収入印紙

◎=必ず添付が必要な書類、○=場合によって添付が必要な書類

- ※ 1. 退任のみの場合の提出書類は、①のみ
- ※ 2. 退任のみの場合の提出書類は、①及び⑫
- ※ 3. 退任のみの場合の提出書類は、①及び④
- ※ 4. 登録申請時には、代表者、顧問・相談役、役員及び専任の管理業務主任者全員の分が必要
登記されていないことの証明書とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の東京法務局等の発行する登記事項証明書
- ※ 5. 登録申請時には、代表者、顧問・相談役、役員及び専任の管理業務主任者全員の分が必要
身分証明書とは、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- ※ 6. 登録申請時には、代表者、顧問・相談役、役員及び専任の管理業務主任者全員の分が必要
- 注 1. 申請書、届出書の第2面以降について、登録申請書を作成する場合は、該当がない場合は余白に「該当なし」と記入してください。変更届出書の場合は、該当しない部分の書面の添付は不要です。
- 2. 上記以外に記載内容の確認等のために資料の提出をお願いすることがあります。